

平成30年度事業計画

公益目的事業

1. 人獣共通感染症の予防及び学術研鑽並びに県民への普及啓発活動の実施。
特に、狂犬病予防事業については、委託契約市町と実施する集合注射及び会員動物病院で実施する個別注射を推進し、狂犬病の発生及び蔓延防止と情報の共有化を図る。
2. 身体障害者補助犬法に規定する県内盲導犬に対して、狂犬病予防注射の実施、健康管理及び治療事業を推進する。
3. 獣医学術学会、講習会、研修会などの開催。日本獣医師会主催の獣医学術学会年次大会及び近畿地区連合獣医師会への参加を推進し、会員の資質向上を図る。
4. 南海トラフ地震など災害時動物救護活動事業を推進するため、現在行われている東海地区4県1市獣医師会との防災対策会議及び県内自治体と支部間での防災訓練参画、同時に環境省の推奨するマイクロチップ装着の推進など非常事態の体制を構築する。
5. 動物愛護推進事業及び野生鳥獣救護事業について、県の委託事業への的確な対応並びに県民への普及啓発を図る。
6. 学校飼育動物支援事業として支部活動への支援を行う。

公益事業1 狂犬病予防事業

狂犬病予防部会（狂犬病予防委員会）

近年の狂犬病予防注射の接種率低下の中、関係機関と連携して、集合注射ならびに各会員の病院における個別注射の接種率向上をめざす。

また、狂犬病ワクチンの安定確保とともに、注射事故等に注意を払い、狂犬病予防事業の推進に積極的に取り組む。

数年来、問題とされている会費問題に取り組み、会員の公平性を検討する。

1. 平成30年度4月から各市町との契約による集合注射、各会員の病院における個別注射の実施をする。
2. 狂犬病ワクチンの安定確保、供給のためにディーラーと契約し、会議等を行う。
3. 関係各機関と連携し、併せて各支部にて県行政、市町と調整会議を実施する。
4. 接種率向上のため、各支部にて市町広報、回覧板、ケーブルテレビ、無料情報誌等を活用して、狂犬病予防注射の重要性や注射実施日程等の周知、広報活動ならびに啓発活動を進める。
5. 狂犬病発生時における対応、体制づくりの整備、確立。
6. 集合注射および個別注射実施時の事故にかかわる補償金については、細則に基づき支払うものとする。
7. 集合注射の注射事務手数料の公平化に向けての検討、見直しを行う。

8. 狂犬病予防注射料金の積算の算定を行う。
9. 研修会、講演会の開催
県行政との共同開催により、自治体担当者および一般市民に向けた、狂犬病予防に対する啓発、知識向上を目的とした研修会、講演会を開催する。

公益事業2 動物愛護・救護事業

小動物部会

「動物の愛護及び管理に関する法律(動管法)」の目的である「人と動物の共生する社会の実現」をめざして、本会小動物部会は以下の事業を立案する。

まず、動物愛護啓発事業のうち動物愛護関連として、長寿犬猫表彰、マイクロチップ普及啓発、犬・猫の譲渡、盲導犬・補助犬普及活動、負傷動物保護、学校飼育動物事業、野生動物救護、防災訓練が挙げられる。長寿犬猫表彰は、会員病院で推薦された長寿の犬猫を表彰することにより、飼い主とペットあるいは飼い主と獣医師との良好な関係を発展させる。マイクロチップは「無くならない名札」として日常の迷子、あるいは大規模災害時のペットの捜索に効果的であるので、この普及に努める。また、マイクロチップ装着後に確実に登録手続きが行われるように登録業務の推進を行う。

平成 28 年度まで行われていた犬猫譲渡事業は、活動主体が三重県・あすまいるに移り、平成 30 年度からは、県との新たな協働事業として譲渡される犬猫の健康管理及び避妊去勢手術を行う。

盲導犬・補助犬普及事業は、県内で活躍中の盲導犬・補助犬に狂犬病予防接種の支援を行う。また、年間を通じて募金活動を実施し、中部盲導犬協会等を支援する。学校飼育動物事業は、各支部単位で地域の幼稚園・小学校において協力する。野生鳥獣の救護については、三重県と協力して傷病鳥獣の救護活動を行う。

そして、大規模災害時の動物救護および負傷動物の保護活動事業については獣医師会と三重県および県内市町との間で締結された防災協定に基づき、迅速な対応ができるようにそれぞれの防災訓練に参加する。昨年度、創設された「東海地区獣医師会災害対策会議」にも参加して近隣県と連携協力して災害対策に努める。

公益事業3 獣医療ならびに学術に関する事業

小動物部会

獣医師法および関連規則の改正等については、遅滞なく会員に周知徹底を図る。

卒後教育ならびに学術研修会事業

良質の獣医療サービスを提供するためには、専門知識や技術の向上・更新は必要不可欠である。各種出版物や外郭団体によるセミナーも数多くあるが、受講の機会を増やし、会員の

便宜を図るために会員向け研修会を開催する。また、獣医学術近畿地区学会運営に参加し、演題発表される会員には学会発表助成金を交付して支援を行う。

公衆衛生部会

公衆衛生関係獣医師として腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス等による食中毒の発生および健康被害の拡大防止に努め、食の安全安心確保を図る。

また、狂犬病をはじめとする、人と動物の共通感染症への関心が高まる中、公衆衛生関係団体等と連携協力し、市民公開講座や研修会の開催と、市民に対する動物愛護の普及啓発を図り、公衆衛生の向上に取り組む。

1. 三重県動物愛護行政の拠点である、「三重県動物愛護推進センター(あすまいる)」の運営を関係機関、関係団体と連携し支援する。
2. 狂犬病予防をはじめとする、人と動物の共通感染症に関する市民公開講座を開催し、これらの知識を高めるための普及啓発活動を実施する。
3. 食品の安全安心確保や、人と動物の共通感染症予防等の学術研究及び調査研究の研鑽に努める。

産業動物臨床部会

大、中、小、各家畜の疾病及び伝染病等の治療予防に当たり献身的に取り組み、また畜産経営の指導、飼育動物の飼養管理指導を推進し、生産者及び関係者との交流や情報提供、連携協働を図る。

畜産物食品の安全安心を提供するためには農場管理獣医師は必要であり、農場管理獣医師制度を積極的に推進し産業動物部会の発展を図る。

1. 各生産者団体との情報提供や技術提供、技術研修会を開催し対話を促進する。動物用医薬品、給与飼料等の取扱いについて法に準じ適切に対応し獣医師としての社会的責務を果たす。
2. 安全な畜産物生産を支援し、経営の安定や農場システム構築(HACCP、GAP等)のレベルアップを図る。

畜産家畜衛生部会

畜産飼養技術の改善や家畜伝染病等の発生及びまん延防止に参画することで、より良い品質の畜産物の生産を促進し、もって地場産業である県内畜産業の振興を支援するとともに消費者への安全・安心な畜産物提供に寄与する。

1. 学術の研究と研鑽を図るため、地区学会等で業績発表を行う。
2. 最新衛生管理技術や家畜疾病の動向および家畜防疫対応体制を正確に把握できるよう、生産者参加型の技術研修会を県、関係団体等と共催し、情報の共有と実効精度の向上を図る。

収益事業 1

指示書等販売事業

本会事業活動において必要な指示書、マイクロチップ等の販売を行う。
仕入、販売、在庫管理は事務局にて行う。

その他事業

近畿地区連合獣医師大会事業

本会会員獣医師は、高い見識と厳正なる態度で、「獣医師の誓い—95年宣言および日本獣医師会・獣医師会活動指針」を理念に職業人となす。近畿地区連合獣医師会における共通の課題は、解決に向けて共に対策に講じる。また学術、功労に顕著な会員は、近畿地区連合獣医師大会で表彰状が授与される。